

(証券コード 3696)  
(発送日) 2026年3月12日  
(電子提供措置の開始日) 2026年3月6日

株主各位

東京都渋谷区桜丘町1番1号  
株式会社セレス  
代表取締役社長 都木 聡

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト① <https://ceres-inc.jp/ir/meeting/>



当社ウェブサイト② <https://img.moppy.jp/convocation/202603agm.pdf>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セレス」又は「コード」に当社証券コード「3696」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択いただき「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご来場いただけない場合は、**書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使**をお願い申し上げます。書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使いただく場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年3月27日（金曜日）午後7時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月30日(月曜日) 午前11時  
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ  
渋谷ソラスタコンファレンス 4階 4D会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第21期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金配当の件
  - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当該書面の記載事項から除いております。
- 従いまして、当該書面は監査等委員会が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月30日(月曜日)  
午前11時開始



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月27日(金曜日)  
午後7時必着



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月27日(金曜日)  
午後7時まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX株  
XXXXXXXXXX年XX月XX日

議案1号のご賛否	XX株
議案2号のご賛否	XX株

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
パスワード XXXXX

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

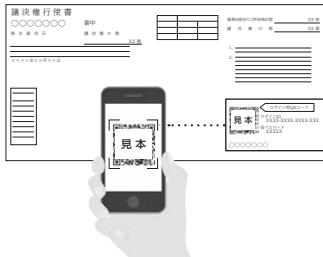
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(自 2025年 1月 1日)  
(至 2025年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、所得・雇用環境の改善や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続いております。一方で、地政学的リスクの長期化や資源・エネルギー価格の変動に加え、米国の政策動向が世界経済に及ぼす影響等により依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当連結会計年度においては、売上面ではモバイルサービス事業において、当社グループが運営するポイントサイトであるモッピーが会員数の増加等により引き続き好調に推移いたしました。また、化粧品・ヘルスケア商品等を取り扱っているD2Cは主力商品の苦戦により減収となりました。また、フィナンシャルサービス事業においては、オンラインファクタリングサービスを提供している連結子会社ラポルの順調な成長があった一方、ブロックチェーン関連事業を行う連結子会社マーキュリーで暗号資産価格の下落により自己保有暗号資産にかかる評価損を計上したことにより減収となりました。

利益面では、D2Cでの減益があったものの、モッピーにおける粗利拡大やDXでの稼働率上昇により、モバイルサービス事業において大幅増益となりました。また、フィナンシャルサービス事業においては、連結子会社マーキュリーの暗号資産評価損計上に伴い、損失幅が拡大しております。持分法適用関連会社であるビットバンクは暗号資産市場の低迷により、前期の持分法による投資利益に対して、当期は持分法による投資損失となっております。なお、2025年5月30日付で当社が保有する連結子会社ゆめみの全株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外し、これに伴う関係会社株式売却益を特別利益に計上しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は29,660百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は2,334百万円（同4.8%増）、経常利益は2,105百万円（同21.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,497百万円（同68.6%増）となりました。

また、当社グループの経営指標として重視しているEBITDAは5,392百万円（前年同期比71.4%増）となりました。なお、当社グループのEBITDAは税金等調整前当期純利益＋支払利息＋減価償却費＋のれん償却費（持分法による投資損益に含まれるのれん償却に相当する額も加算）＋減損損失で算出しております。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### ① モバイルサービス事業

モバイルサービス事業は、日本最大級のポイントサイトであるモッピーや自社アフィリエイトプログラムAD.TRACK等から構成される「ポイント」、化粧品・健康食品等の企画・製造・販売を行う「D2C」、及び連結子会社ゆめみが手掛ける企業のDX化支援サービス「DX」で構成されております。

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

「ポイント」においては、引き続きサイトやアプリの継続的な改良等を行うとともに、各種キャンペーン等の施策を実施してまいりました。また、AD.TRACKとの連携を進めたことにより利益率も改善しており、増収増益となりました。なお、モッピーにおいて初となる大規模認知施策を実施し会員数増加ペースが加速しており、当連結会計年度末の会員数は648万人（前年同期比13.4%増）となり、アプリの累計ダウンロード数も679万件（同20.9%増）に達しております。

さらに、2025年9月1日付でポイントサイト「Point Income」を事業譲受したことにより、国内ポイントメディア市場におけるシェアの更なる拡大を図っております。

「D2C」においては、主力商品である機能性インソール「Pitsole（ピットソール）」の販売が苦戦したことに加えて、「Pitsole（ピットソール）」以外の商品にかかる評価損を計上したことにより減収減益となりました。

「DX」においては、連結除外の影響があった一方、受注状況の改善による稼働率上昇により、減収増益となりました。

この結果、当連結会計年度におけるモバイルサービス事業の売上高は27,990百万円（前年同期比6.9%増）、セグメント利益は4,895百万円（同11.4%増）となりました。

## ② フィナンシャルサービス事業

フィナンシャルサービス事業は、ブロックチェーン関連、オンラインファクタリングサービス、投資リターンを得ることを目的とした投資育成事業を行っております。

ブロックチェーン関連事業においては、暗号資産価格の下落により、自己保有暗号資産にかかる評価損の計上に加えてマーキュリーが運営するステーキングサービス「CoinTradeStake（コイントレードステーク）」も減収となり、損失幅が拡大いたしました。また、オンラインファクタリングサービスにおいては、旺盛なフリーランス向けの資金需要を背景にフリーランス向けAIファクタリングサービス「labol（ラボル）」や、カード決済サービス「labol（ラボル）カード払い」が新規ユーザーを拡大したことにより大幅な増収となりました。

この結果、当連結会計年度におけるフィナンシャルサービス事業の売上高は1,690百万円（前年同期比10.3%増）、セグメント損失は1,079百万円（前期は991百万円のセグメント損失）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等（のれん及びマーケティング関連資産を除く）の総額は、431百万円です。その主な内容は、建物附属設備及び工具器具備品の取得161百万円、ソフトウェアの開発並びに取得269百万円です。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,600百万円の調達を行いました。また、当社及び連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と9,450百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は4,738百万円です。

#### (4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2025年9月1日を効力発生日として、ファイブゲート株式会社よりポイントサイト「Point Income」及びアフィリエイトプログラム「AD-LEAP」の事業を譲り受けました。

#### (5) 対処すべき課題

##### ①中長期的な経営方針

当社グループは、2026年2月に策定した「中期経営計画2030(5 年計画)」の達成に向けて、「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という経営理念のもと、ポイント経済圏とブロックチェーンからなる「トークンエコノミー(代用通貨経済圏)」を創造し、社会経済活動の活性化をはかるプラットフォームとなることを中長期的な経営方針としております。具体的にはモッピーのメディア力を活かし、D2Cまでの一気通貫のビジネスモデルを形成、連携した各事業への成長投資を通じて、垂直統合型モデルの価値拡大を図ること、登録済暗号資産交換業者であるマーキュリー及びビットバンクを中核としてブロックチェーン領域でのポジションを確立すること、新規事業・M&Aに積極的に取り組み非連続な成長を実現することを重点戦略として位置付けております。

これらの中長期的な目標実現に向けて、モバイルサービス事業では、モッピーにおいて認知施策の強化によりアクティブ会員数の増加と利用率の向上に取り組むとともに、自社アフィリエイトプログラム「AD.TRACK」との連携を一層強化し、利益率の向上を図ってまいります。あわせて、事業譲受した「Point Income」のPMI推進及び両ポイントサイトの送客力を活かした新サービスの展開を行い、既存事業と新規事業での成長を両立してまいります。D2Cでは、商品開発とブランド展開の強化に加え、アフィリエイト広告を中心に潜在顧客層に訴求を進め、収益拡大を目指してまいります。

フィナンシャルサービス事業では、マーキュリーにおいて「電子決済手段等取扱業者」登録を目指すとともに運用サービスを多様化し、暗号資産のトータル運用プラットフォームを目指してまいります。また、ビットバンクにおいては国内最大規模の取引所の地位を盤石なものとするための各種施策に加えて、包括的なサービス展開に向け、大手金融機関と連携してデジタル資産の「管理型信託業」への参入を目指してまいります。

当社の得意分野を強化するとともに、新分野・新領域で新たなビジネスを創出し変革を起こすことで、社会的、経済的な価値を生み出し、企業価値の向上と持続的な成長に取り組んでまいります。

## ②目標とする経営指標

「中期経営計画2030（5カ年計画）」では、計画最終年度である2030年度の数値目標を以下の通り設定しております。

連結経営目標	2025年度（2025年12月期）実績	2030年度（2030年12月期）目標
売上高	29,660百万円	60,000百万円
EBITDA	5,392百万円	12,000百万円

## ③ESG、SDGsへの取り組み

当社は、創業以来「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」を経営理念に掲げ、国内最大級のポイントサイト「モッピー」を中心に、ブロックチェーン事業やD2C事業など、多角的な事業展開を行っております。

当社がこれらの事業を長期的に成長させていくためには、株主・投資家、取引先、従業員、そしてサービスをご利用いただくユーザーといった、全てのステークホルダーの期待に応え、環境や社会にとって、「大切な存在」であり続けることが不可欠であると考えております。事業成長と、社会課題解決を両立させる「サステナブルインターネット企業」として、ESG・SDGs達成に向けての貢献を加速させ、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

環境面においては、2021年より「日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）」および「再エネ100宣言 RE Action」へ参画し、事業活動に伴う消費電力の再生可能エネルギー100%転換を継続しております。2025年度には、気候変動イニシアティブ（JCI）加盟や自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）フォーラム参画を通じ、脱炭素のみならず自然資本保護への取組を強化いたしました。あわせて「セレス環境方針・環境目標」を策定し、2050年までのバリューチェーン全体での温室効果ガス排出量実質ゼロ（Net-Zero 2050）を宣言し、2027年7月までのSBT認定取得を目指しております。また、情報の透明性と実効性を担保するため、2024年度実績より温室効果ガス排出量Scope 1・2・3の全範囲において、独立した第三者検証の取得を開始いたしました。

社会面においては、ポイントサイト「モッピー」を通じた参加型社会貢献を推進しております。寄付専用プラットフォーム「モッピーSDGs」では、累計1,300万人の会員と共に脱炭素や人道支援等への支援を継続し、2025年8月には「防災の日」に合わせた大規模イベントを実施いたしました。また、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」において最高位の3つ星を獲得いたしました。今後は、更なるウェルビーイング向上を目指し、多様な人材の活躍を通じて、変化に強く競争力の高い組織構築を推進してまいります。

ガバナンス面においては、2021年3月に監査等委員会設置会社へ移行し、監督機能の充実を図ってまいりました。本株主総会における第2号議案及び3号議案が承認された場合には、取締役会は10名で構成され、そのうち独立社外取締役が5名（構成比率50%）、女性取締役が3名（構成比率30%）となります。今後も経営の独立性と多様性を高度に両立させ、実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制の構築を目指してまいります。

資金調達面では、2024年7月に実施したサステナビリティ・リンク・ローンにおいて、CDP気候変動スコアでの「リーダーシップレベル（A、A-）」選定を「サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）」として設定いたしました。2025年度CDP評価においては、マネジメントレベルである「Bスコア」を獲得したことを踏まえ、2026年度はCDP気候変動スコアでの「リーダーシップレベル（A、A-）」選定を目指し、引き続きサステナビリティ開示基準等を見据えた高度な情報開示と、実効性のあるESG戦略を推進することで、社会からの信頼獲得と中長期的な企業価値の最大化に努めてまいります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(6) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	2022年12月期 第18期	2023年12月期 第19期	2024年12月期 第20期	2025年12月期 第21期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	20,536,320	24,070,608	27,706,531	29,660,382
経常利益	(千円)	679,976	1,217,970	2,677,280	2,105,109
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	46,606	451,148	1,480,868	2,497,250
1株当たり当期純利益	(円)	4.12	39.57	128.96	216.61
総資産	(千円)	22,597,077	25,915,085	32,976,010	37,504,114
純資産	(千円)	9,696,089	10,045,828	12,721,106	13,964,060
1株当たり純資産額	(円)	779.84	804.70	968.54	1,152.56

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係  
 該当事項はありません。  
 ②重要な子会社の状況

会社名	資本金または 出資金	当社の出資比率	主要な業務内容
株式会社マーキュリー	30百万円	100.0%	ブロックチェーン関連
株式会社バックス	50百万円	100.0%	健康食品・商材の企画・開発・製造 販売
株式会社ラボル	100百万円	75.0%	オンラインファクタリングサービス
Apollo Capital 1号投資事業有限 責任組合	1,106百万円	44.9% (1.0%)	投資育成事業
Apollo Capital 2号投資事業有限 責任組合	300百万円	100.0% (1.0%)	投資育成事業

- (注) 1. 出資比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
 2. 連結子会社であった株式会社ゆめみは、2025年5月30日付で当社が保有する全株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。  
 3. 当連結会計年度より、Apollo Capital 2号投資事業有限責任組合を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(8) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)  
モバイルサービス事業、フィナンシャルサービス事業

(9) 主要な営業所の状況 (2025年12月31日現在)  
本社：東京都渋谷区桜丘町1番1号

(10) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
351名	318名減

- (注) 1. 使用人数には、アルバイト等は含んでおりません。  
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。  
3. 使用人数が前連結会計年度末に比べて318名減少したのは、主として当社の連結子会社であった株式会社ゆめみの全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外したことによるものです。

(11) 主要な借入先及び借入額の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,276百万円
株式会社三井住友銀行	1,733百万円
株式会社みずほ銀行	1,577百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

2. 株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 12,116,500株（自己株式 577,504株を含む）  
 (3) 当事業年度末の株主数 12,993名（前期末比 901名増加）  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,209,794株	10.48%
有限会社ジュノー・アンド・カンパニー	1,180,000株	10.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	815,200株	7.06%
都木 聡	748,900株	6.49%
株式会社サイバーエージェント	500,000株	4.33%
赤浦 徹	280,000株	2.42%
野崎 哲也	223,400株	1.93%
小林 保裕	212,900株	1.84%
大田 宜明	174,900株	1.51%
谷地舘 望	152,400株	1.32%

- (注) 1. 当社は自己株式577,504株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2019年3月28日開催の第14期定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値の持続的な向上及び株主価値の共有を目的として、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

これを受け、2025年4月18日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株の発行を行うことを決議し、2025年5月16日付で31,900株を発行しております。なお、当事業年度において、当社役員に割り当てた譲渡制限付株式数及び交付対象者数は以下の通りです。

		株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	9,200株	4名
	社外取締役	—	—
取締役（監査等委員）		—	—

3. 新株予約権等に関する事項（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	都木 聡	有限会社ジュノー・アンド・カンパニー 取締役 ビットバンク株式会社 社外取締役 株式会社マーキュリー 代表取締役社長 株式会社アポロ・キャピタル 代表取締役社長 株式会社サイバー・バズ 社外取締役
取締役副社長	野崎 哲也	メディア事業本部長 studio15株式会社 取締役
常務取締役	小林 保裕	管理本部長 株式会社ハンモック 社外取締役 株式会社アポロ・キャピタル 監査役
取締役	志賀 勇佑	マーケティング事業本部長 studio15株式会社 取締役 株式会社ディアナ 代表取締役 株式会社バックス 代表取締役社長 DINETTE株式会社 取締役 株式会社イシス 代表取締役社長
取締役	多田 斎	株式会社ツナググループ・ホールディングス 社外取締役 株式会社マーキュリー 監査役
取締役	佐藤 祥子	THE BIGLE株式会社 代表取締役社長
取締役（常勤監査等委員）	千歳 香奈	—
取締役（監査等委員）	高橋 由人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問 株式会社東京通信グループ 社外取締役（監査等委員）

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー 株式会社Aiming 社外監査役 株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役（監査等委員） デジタルアーツ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役 株式会社jig.jp 社外監査役

(注) 1. 取締役多田斎氏、佐藤祥子氏、取締役（監査等委員）高橋由人氏及び上杉昌隆氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）上杉昌隆氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役多田斎氏、佐藤祥子氏、取締役（監査等委員）高橋由人氏及び上杉昌隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、千歳香奈氏を常勤の監査等委員として選任しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役  
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役多田斎氏、佐藤祥子氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての取締役がその被保険者に含まれております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行につき行った行為又は不作為に起因して株主又は第三者から損害賠償請求された場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用その他の対応費用等が填補対象とされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責金額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については填補対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

## (5) 取締役の報酬等

### ①役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、当社の企業価値の持続的な向上及び株主価値の共有を目的とした中長期インセンティブである譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、及び短期インセンティブである賞与で構成しております。なお、社外役員については、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

当事業年度における各取締役の報酬等については、基本報酬及び賞与は、個々の取締役の相互評価、委員の過半数を独立取締役とする指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定、取締役会における各報酬の総額の決定等を経て、取締役会から委任を受けた代表取締役社長において、個人別の額を決定しております。また、譲渡制限付株式報酬については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定しております。

なお、当社は2021年2月19日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行を前提とした、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む「取締役報酬ポリシー」を定めており、その概要は次のとおりです。また、社外役員については、引き続きその役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

#### <取締役報酬ポリシー>

##### 1. 取締役報酬の基本方針

- ・取締役各人の経歴・職歴・職務・職責等に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮の上、決定する。
- ・株主の皆さまの期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループ全体の価値の向上に資するものとする。
- ・当社の企業理念を実践できる多様で優秀な人材を確保するために、競争力のある報酬水準を目指す。
- ・取締役の報酬体系のみならず、各取締役の個人別の報酬に関しても、社外取締役が過半数を占める任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議及び監督を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

##### 2. 取締役報酬の基本構成

コーポレートガバナンスの維持・向上の観点及び基本方針の実践の観点から、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、(1)固定報酬である基本報酬、(2)短期インセンティブ報酬としての賞与、(3)中長期インセンティブ報酬としての株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）の3類型により構成し、その割合等は、取締役の役位に応じるものとする。社外取締役の報酬は、期待されるその役割に鑑み、固定報酬である基本報酬のみとする。

##### 3. 各報酬類型の額の決定方針等

###### (1) 基本報酬（固定報酬）

役位、常勤・非常勤の別、経歴、過去の給与・報酬水準、担当分野・職務の内容、同業界の報酬水準等を総合的に考慮して、決定することとする。

## (2) 賞与

短期インセンティブ報酬としての性質及び株主の利益との共通化という観点から、取締役会で決議し業績予想として毎年2月頃に公表する連結当期純利益（連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益を意味し、以下「連結当期純利益」という。）の額の達成状況に応じて、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の職位、対象となる事業年度に係る当該取締役の基本報酬額、当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率等を考慮して決定する。

## (3) 株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給する。

その株式報酬の合計は、年20,000株以内及び年額200,000千円以内に収まることを前提として、対象となる事業年度に係る当社グループにおける連結当期純利益の額を考慮して決定するものとし、また、個人別の株式報酬の付与数及びその付与のために支給する金銭債権の額は、対象となる事業年度に係る対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の基本報酬額のほか、各対象取締役の当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率、当社普通株式の株価の動向等を考慮して決定する。

## 4. 取締役報酬の決定プロセス等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬のうち、基本報酬及び賞与については、個々の取締役の相互評価、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定、取締役会における各報酬の総額の決定等を経て、取締役会から委任を受けた代表取締役社長において、個人別の額を決定する。また、株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定する。

## ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において年額500,000千円（うち社外取締役分30,000千円）以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち社外取締役1名）です。また、同株主総会において別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、年額200,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

## ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役の報酬のうち、基本報酬及び賞与についての決定を代表取締役社長都木聡に委

任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、迅速な意思決定を行うためには、代表取締役社長である都木聡に委任することが最も適していると判断したためであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長都木聡は指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて個人別の報酬等の額を決定するものとしております。

#### ④取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

各取締役の報酬のうち、基本報酬及び賞与については、指名・報酬諮問委員会における「取締役報酬ポリシー」との整合を含めた多角的な検討により策定された原案をもとに代表取締役社長都木聡が決定しておりますが、その決定について指名・報酬諮問委員会でも当該答申との整合性を確認していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定しております。

#### ⑤取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	うち、非金 銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	284,565	169,650	100,000	14,915	14,915	6
(うち社外取締役)	(9,600)	(9,600)	(-)	(-)	(-)	(2)
取締役 (監査等委員)	17,910	17,910	-	-	-	3
(うち社外取締役)	(8,700)	(8,700)	(-)	(-)	(-)	(2)
合計	302,475	187,560	100,000	14,915	14,915	9
(うち社外役員)	(18,300)	(18,300)	(-)	(-)	(-)	(4)

(注) 1. 賞与は、役員賞与引当金繰入額を記載しております。

2. 非金銭報酬として取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) に対して、譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容および交付状況は、事業報告「2. 株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。なお、上記の譲渡制限付株式報酬は、当事業年度における費用計上額を記載しております。

3. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は2,400千円であります。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役多田斎氏は、株式会社ツナググループ・ホールディングスの社外取締役、株式会社マーキュリーの監査役であります。株式会社ツナググループ・ホールディングスと当社との間に特別の関係はありません。株式会社マーキュリーは当社の子会社であります。

取締役佐藤祥子氏は、THE BIGLE株式会社 代表取締役社長であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）高橋由人氏は、株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問、株式会社東京通信グループの社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）上杉昌隆氏は、桜田通り総合法律事務所のシニアパートナー、株式会社Aimingの社外監査役、株式会社フルキャストホールディングスの社外取締役（監査等委員）、デジタルアーツ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社コマースOneホールディングスの社外監査役、株式会社jig.jpの社外監査役であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	多田 斎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しました。証券実務における豊富な経験と高い見識を生かし、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会5回の全てに出席しております。
取締役	佐藤 祥子	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席しました。技術広報及びDeveloper Relationsの分野における豊富な経験を生かし、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	高橋 由人	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席しました。金融業界を中心としたこれまでの幅広い見識を生かし、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会5回の全てに出席しております。
取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席しました。弁護士として専門的見地並びに豊富な経験と知識を有しており、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1.取締役佐藤祥子氏は、2025年3月の取締役就任後に開催された取締役会11回全てに出席しました。  
2.上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	142百万円

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役及び会計監査人からの説明及び資料に基づき、会計監査人の監査結果の内容及び職務執行状況、監査報酬の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社の連結子会社の一部は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令厳守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

連結貸借対照表  
(2025年12月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>25,777,609</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,418,195</b>
現金及び預金	13,077,866	買掛金	1,042,755
売掛金	3,829,853	短期借入金	4,738,000
営業投資有価証券	2,610,436	1年内返済予定の長期借入金	1,929,747
商品及び製品	1,627,335	預り暗号資産	1,111,450
原材料及び貯蔵品	59,012	借入暗号資産	43,593
自己保有暗号資産	376,883	未払法人税等	1,932,408
利用者暗号資産	1,111,450	契約負債	227,830
その他	3,416,944	ポイント引当金	6,996,341
貸倒引当金	△ 332,174	役員賞与引当金	100,000
<b>固定資産</b>	<b>11,726,505</b>	株主優待引当金	53,238
<b>有形固定資産</b>	<b>764,767</b>	その他	2,242,829
建物附属設備	634,876	<b>固定負債</b>	<b>3,121,859</b>
工具、器具及び備品	129,890	長期借入金	2,748,335
<b>無形固定資産</b>	<b>3,011,711</b>	資産除去債務	308,939
のれん	2,198,239	その他	64,584
その他	813,471	<b>負債合計</b>	<b>23,540,054</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,950,026</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	1,103,660	<b>株主資本</b>	<b>13,071,527</b>
関係会社株式	3,919,478	資本金	2,158,892
繰延税金資産	2,289,506	資本剰余金	3,441,791
その他	765,197	利益剰余金	7,778,801
貸倒引当金	△ 127,815	自己株式	△ 307,958
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>227,907</b>
		その他有価証券評価差額金	227,907
		<b>非支配株主持分</b>	<b>664,625</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>13,964,060</b>
<b>資産合計</b>	<b>37,504,114</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>37,504,114</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額	額
売上高		29,660,382
売上原価		16,643,367
売上総利益		13,017,014
販売費及び一般管理費		10,682,988
営業利益		2,334,025
営業外収益		
受取利息	15,261	
受取割戻金	9,961	
投資事業組合運用益	22,583	
その他	6,879	54,686
営業外費用		
支払利息	66,234	
持分法による投資損失	198,326	
その他	19,042	283,602
経常利益		2,105,109
特別利益		
関係会社株式売却益	2,760,882	2,760,882
特別損失		
減損損失	158,104	
持分変動損失	68,197	
その他	18,886	245,188
税金等調整前当期純利益		4,620,803
法人税、住民税及び事業税	2,387,974	
法人税等調整額	△394,400	1,993,573
当期純利益		2,627,229
非支配株主に帰属する当期純利益		129,978
親会社株主に帰属する当期純利益		2,497,250

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>18,106,040</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,417,925</b>
現金及び預金	9,355,146	買掛金	1,060,569
売掛金	3,713,924	短期借入金	2,400,000
営業投資有価証券	1,672,794	1年内返済予定の長期借入金	1,818,815
貯蔵品	25,887	未払金	679,596
前渡金	281,924	未払費用	418,998
関係会社短期貸付金	1,520,000	未払法人税等	1,847,563
前払費用	237,451	契約負債	180,325
その他	1,298,911	預り金	79,637
<b>固定資産</b>	<b>12,524,142</b>	ポイント引当金	6,996,341
<b>有形固定資産</b>	<b>746,284</b>	役員賞与引当金	100,000
建物附属設備	626,646	株主優待引当金	53,238
工具、器具及び備品	119,637	その他	782,841
<b>無形固定資産</b>	<b>1,616,537</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,052,114</b>
のれん	834,773	長期借入金	2,699,600
ソフトウェア	154,984	資産除去債務	304,816
その他	626,779	その他	47,698
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,161,320</b>	<b>負債合計</b>	<b>19,470,040</b>
投資有価証券	1,103,660	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	5,664,270	<b>株主資本</b>	<b>10,940,485</b>
関係会社出資金	592,177	<b>資本金</b>	<b>2,158,892</b>
長期前払費用	52,404	<b>資本剰余金</b>	<b>2,693,283</b>
繰延税金資産	2,128,036	資本準備金	2,098,892
その他	620,771	その他資本剰余金	594,390
貸倒引当金	△0	<b>利益剰余金</b>	<b>6,396,267</b>
		利益準備金	8,270
		その他利益剰余金	6,387,997
		繰越利益剰余金	6,387,997
		<b>自己株式</b>	<b>△ 307,958</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>219,656</b>
		その他有価証券評価差額金	219,656
<b>資産合計</b>	<b>30,630,182</b>	<b>純資産合計</b>	<b>11,160,142</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,630,182</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額	金 額
<b>売上高</b>		<b>19,710,305</b>
<b>売上原価</b>		<b>13,527,132</b>
<b>売上総利益</b>		<b>6,183,172</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>3,339,836</b>
<b>営業利益</b>		<b>2,843,336</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	26,763	
投資事業組合運用益	22,583	
その他	5,559	54,906
<b>営業外費用</b>		
支払利息	64,454	
支払手数料	14,416	
その他	1,601	80,472
<b>経常利益</b>		<b>2,817,770</b>
<b>特別利益</b>		
関係会社株式売却益	3,671,268	3,671,268
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	849,913	849,913
<b>税引前当期純利益</b>		<b>5,639,125</b>
法人税、住民税及び事業税	2,368,521	
法人税等調整額	△401,720	1,966,801
<b>当期純利益</b>		<b>3,672,324</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社セレス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勝 島 康 博  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 山 朋 也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セレスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セレス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社セレス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勝 島 康 博  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 山 朋 也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株式会社セレス 監査等委員会

常勤監査等委員 千 歳 香 奈 ㊟

監査等委員 高 橋 由 人 ㊟

監査等委員 上 杉 昌 隆 ㊟

(注) 監査等委員高橋由人及び上杉昌隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金配当の件

当社は、企業価値の継続的な拡大と、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。企業価値の継続的な拡大に資する積極的な事業投資を可能とするため、健全な財務体質の維持と将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、利益配当による株主還元を検討していく方針であります。

当期の期末配当につきましては、2025年5月に連結子会社株式会社ゆめみの全株式譲渡を実施し、そこで得た資金を経営資源の再配分および株主還元の強化に充てる方針を既に公表しております。D2C領域2社をグループ会社化し、Point Incomeの事業譲受を実施するとともに、インフルエンサーマーケティング強化のため株式会社サイバー・バズとの資本業務提携を行いました。これらの経営資源の再分配に加え、株主還元の強化を目的として、普通配当に特別配当20円を加えて、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円（うち、特別配当20円を含む）

配当総額 金923,119,680円

#### ③配当原資

利益剰余金

#### ④基準日

2025年12月31日

#### ⑤剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て決定しております。また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、多田斎氏及び佐藤祥子氏は、社外取締役候補者であります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	再任	社外	独立	取締役会出席状況
1	たかぎ さとし 都木 聡	男性	代表取締役社長	再任			14回/14回 (100%)
2	のざき てつや 野崎 哲也	男性	取締役副社長 メディア事業本部長	再任			14回/14回 (100%)
3	こばやし やすひろ 小林 保裕	男性	常務取締役 管理本部長	再任			14回/14回 (100%)
4	しが ゆうすけ 志賀 勇佑	男性	取締役 マーケティング事業 本部長	再任			14回/14回 (100%)
5	ただ ひとし 多田 斎	男性	社外取締役	再任	社外	独立	14回/14回 (100%)
6	さとう しょうこ 佐藤 祥子	女性	社外取締役	再任	社外	独立	11回/11回 (100%)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
1	<p style="text-align: center;">たかぎ さとし 都 木 聡 (1971年11月9日)</p> <p style="text-align: center;">在任年数：21年2ヶ月</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>1994年4月</p> <p>2000年2月</p> <p>2003年1月</p> <p>2005年1月</p> <p>2016年6月</p> <p>2017年7月</p> <p>2017年9月</p> <p>2018年8月</p> <p>2020年7月</p> <p>2023年12月</p> <p>2025年12月</p>	<p>野村證券株式会社入社</p> <p>株式会社サイバーエージェント入社</p> <p>有限会社ジュノー・アンド・カンパニー設立 取締役(現任)</p> <p>当社設立 代表取締役社長(現任)</p> <p>株式会社ゆめみ 取締役</p> <p>ビットバンク株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>株式会社マーキュリー設立 代表取締役社長 同社取締役</p> <p>株式会社ディアナ設立 取締役</p> <p>株式会社マーキュリー 代表取締役社長 (現任)</p> <p>株式会社アポロ・キャピタル設立 代表取締役 社長(現任)</p> <p>株式会社サイバー・バズ 社外取締役(現任)</p>	748,900株
2	<p style="text-align: center;">のぎき てつ や 野 崎 哲 也 (1977年3月14日)</p> <p style="text-align: center;">在任年数：17年</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>2005年12月</p> <p>2007年4月</p> <p>2008年4月</p> <p>2009年3月</p> <p>2012年3月</p> <p>2018年1月</p> <p>2018年8月</p> <p>2018年10月</p> <p>2022年3月</p> <p>2024年7月</p>	<p>株式会社インタースペース入社</p> <p>当社入社</p> <p>当社執行役員</p> <p>当社取締役</p> <p>当社取締役副社長 兼 メディア本部長</p> <p>当社取締役副社長 兼 インターネット事業本 部長</p> <p>株式会社ディアナ設立 取締役</p> <p>株式会社バックス設立 代表取締役社長</p> <p>studio15株式会社 取締役(現任)</p> <p>当社取締役副社長 兼 メディア事業本部長 (現任)</p>	223,400株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
3	こ ばやし やす ひろ 小林 保 裕 (1971年1月18日)  在任年数：19年5ヶ月  <b>再任</b>	1994年4月 2004年7月 2006年10月 2017年4月 2018年2月 2018年8月 2022年8月 2025年6月	第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 当社入社 取締役 兼 管理本部長 当社常務取締役 兼 管理本部長（現任） 株式会社Orb 社外取締役 株式会社ディアナ設立 監査役 株式会社ハンモック 社外取締役（現任） 株式会社アポロ・キャピタル 監査役（現任）	212,900株
4	し が ゆう すけ 志 賀 勇 佑 (1987年4月27日)  在任年数：7年  <b>再任</b>	2010年12月 2017年1月 2018年1月  2018年8月 2019年3月 2019年7月  2022年5月 2023年1月  2023年6月 2024年7月  2024年8月 2025年5月 2025年6月 2025年10月	当社入社 当社執行役員 当社インターネット事業本部コンテンツメディア事業部長 株式会社ディアナ設立 代表取締役社長 当社取締役 当社取締役 兼 インターネット事業本部アドマーケティング事業部長 株式会社サルス 代表取締役社長 当社取締役 兼 インターネット事業本部D2C事業部長 studio15株式会社 取締役（現任） 当社取締役 兼 マーケティング事業本部長（現任） 株式会社ディアナ 代表取締役（現任） DINETTE株式会社 取締役（現任） 株式会社イシス 代表取締役社長（現任） 株式会社バッカス 代表取締役社長（現任）	24,157株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	<p style="text-align: center;">た だ ひとし 多 田 斎 (1955年6月29日)</p> <p>在任年数：8年11ヶ月</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">独立</div> </div>	<p>1978年4月 野村證券株式会社入社</p> <p>1999年6月 同社取締役</p> <p>2003年4月 同社常務取締役</p> <p>2003年6月 同社常務執行役</p> <p>2006年4月 同社専務執行役</p> <p>2008年10月 同社執行役兼専務（執行役員）</p> <p>2009年4月 同社執行役副社長</p> <p>2010年6月 同社執行役副社長 兼 営業部門CEO</p> <p>2011年4月 同社COO 兼 執行役副社長</p> <p>2012年4月 同社取締役 兼 執行役会長</p> <p>2012年8月 同社常任顧問</p> <p>2013年4月 株式会社野村総合研究所 顧問</p> <p>2013年6月 株式会社だいこう証券ビジネス 代表取締役社長</p> <p>2013年12月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 代表取締役社長</p> <p>2015年4月 株式会社DSB情報システム 代表取締役会長</p> <p>2015年12月 株式会社DSBソーシング 代表取締役会長</p> <p>2016年4月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 代表取締役会長</p> <p>2017年4月 当社社外取締役（現任） 株式会社だいこう証券ビジネス 取締役相談役</p> <p>2017年6月 同社相談役</p> <p>2017年11月 株式会社ライトオン 社外取締役</p> <p>2018年8月 株式会社マーキュリー 監査役（現任）</p> <p>2018年12月 株式会社ツナグ・ソリューションズ 社外取締役</p> <p>2019年4月 株式会社ツナググループ・ホールディングス 社外取締役（現任）</p> <p>2021年4月 株式会社400F 社外監査役</p> <p>2023年6月 同社 社外取締役</p>	13,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
6	さとうしょうこ 佐藤祥子 (1984年8月26日) 在任年数：1年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	2002年10月 2007年9月 2015年2月 2019年9月 2024年3月 2025年3月	株式会社ソフィア入社 株式会社島田工務店入社 株式会社シグナイト入社 LINE株式会社(現LINEヤフー株式会社)入社 THE BIGLE株式会社設立 代表取締役社長(現任) 当社社外取締役(現任)	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- 多田斎氏は、長く証券業界において役員・代表者を歴任されており、証券実務における豊富な経験及び高い見識を当社の経営において活かしていただけると判断したため、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことができるものと期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
- 佐藤祥子氏は、技術広報及びDeveloper Relationsの分野における豊富な経験並びに高い見識を当社の経営において活かしていただけると判断したため、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことができるものと期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について
- 多田斎氏は、現在、当社の社外取締役であり、在任期間は本株主総会終結の時をもって8年11ヶ月になります。
- 佐藤祥子氏は、現在、当社の社外取締役であり、在任期間は本株主総会終結の時をもって1年になります。
- (3) 独立役員について
- 当社は、多田斎氏及び佐藤祥子氏を、現在、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 責任限定契約について
- 当社は、多田斎氏及び佐藤祥子氏と、それぞれ損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、各氏と当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記取締役候補者の選任が承認された場合、各候補者は、被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て決定しており、かつ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであり、社外取締役候補者であります。

氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
おおかわ 大川 さなえ 紗苗	女性	—	新任 社外 独立
			—

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
おおかわさなえ <b>大川 紗苗</b> (1996年5月29日) <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> (戸籍上の氏名： 穴沢紗苗)	2019年4月	EY新日本有限責任監査法人入社	—
	2022年8月	株式会社Aoiコンサルティング(現株式会社Aoi Plus) 設立 代表取締役(現任)	
	2022年11月	税理士法人Aoiパートナーズ(現税理士法人Aoi Plus) 設立 代表社員(現任)	

(注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員である取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

- ・大川紗苗氏は、公認会計士・税理士として財務、会計及び税務に関する専門的知見を有しており、当該知見をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただくと判断したため、監査等委員である社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

(2) 独立役員について

- ・大川紗苗氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。

3. 責任限定契約について

大川紗苗氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記取締役候補者の選任が承認された場合、候補者は、被保険者に含まれることになります。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

【ご参考】本株主総会終結後の取締役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

	独立性 (社外)	企業経営	営業・マー ケティング	IT・DX	財務・会計	法務・リス ク管理	SDGs・ ESG
都木 聡		●	●	●	●		●
野崎 哲也		●	●	●			●
小林 保裕		●			●	●	●
志賀 勇佑		●	●	●			●
多田 斎	●	●	●		●	●	●
佐藤 祥子	●	●	●	●			●
千歳 香奈					●	●	●
高橋 由人	●	●		●	●	●	●
上杉 昌隆	●	●				●	●
大川 紗苗	●	●			●		●

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、年20,000株以内及び年額200,000千円以内と決議いただき今日に至っております。

当社は、中期経営計画の達成及び持続的な企業価値向上の実現に向け、サステナビリティを経営の重要課題として位置付けております。今般、気候変動およびサプライチェーンの持続可能性に関する国際的な評価指標であるCDP気候変動スコアおよびEcoVadis評価を役員報酬の評価指標として導入し、ESGへの取組みと役員報酬を連動させることで、サステナビリティ経営の実効性を一層高めるとともに、取締役のインセンティブを中長期的な企業価値向上および株主の皆様との価値共有とより強く連動させ、また、株式報酬の比率を拡充することで、取締役の株主価値向上へのコミットメントを一層明確化し、持続的な成長および企業価値向上を促進することといたしたく存じます。

そこで、金銭報酬債権の総額を、年50,000株以内及び年額300,000千円以内に改定させていただきたく存じます。

また、対象取締役の報酬額には、従来通り、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案の上程にあたっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経ております。また、当社は、2025年12月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む「取締役報酬ポリシー」を改定する決議をしており、本議案の決議をもって、効力を発生するものとします。その概要は後記のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合、各取締役（監査等委員である取締役を除く）への具体的な支給時期及び配分については、改定後の「取締役報酬ポリシー」に沿って決定することといたします。

なお、対象取締役は4名となります。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、（必要に応じて、下記（６）「業績条件を達成できなかった場合における取扱い」を本割当契約に定める場合には、下記（６）において定めた条件を踏まえ、）合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規制に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、上記(2)乃至(4)で定める他、譲渡制限期間中に次のいずれかに該当した場合、該当した時点をもって、本割当株式を当然に無償で取得する。

- ・対象取締役が拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- ・対象取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- ・対象取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(6) 業績条件を達成できなかった場合における取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、譲渡制限期間の満了日までに、当該業績条件を達成できなかった場合、当社は、本割当株式の全部を無償で取得する。

(7) その他取締役会で定める事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、対象取締役のほか、当社の子会社の取締役、当社及び当社の子会社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社の従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

### 【ご参考】

当社は、2025年12月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む「取締役報酬ポリシー」を改定する決議をしており、本議案の決議をもって、その効力は発生するものとしております。概要は以下のとおりです。なお、本招集ご通知15ページに記載している取締役の報酬等については、従前の「取締役報酬ポリシー」に基づく開示・報告になります。

## 1. 取締役報酬の基本方針

- ・取締役各人の経歴・職歴・職務・職責等に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮の上、決定する。
- ・株主の皆様への期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループ全体の価値の向上に資するものとする。
- ・気候変動とサプライチェーンの持続可能性を経営の重要課題と位置づけ、その達成度を評価するサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）を報酬設計に組み込み、ESGへの取り組み強化・サステナビリティ経営の実効性を担保する。
- ・当社の企業理念を實踐できる多様で優秀な人材を確保するために、競争力のある報酬水準を目指す。
- ・取締役の報酬体系のみならず、各取締役の個人別の報酬に関しても、社外取締役が過半数を占める任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議及び監督を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

## 2. 取締役報酬の基本構成

コーポレート・ガバナンスの維持・向上の観点及び基本方針の實踐の観点から、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、①固定報酬である基本報酬、②短期インセンティブ報酬としての賞与、③中長期インセンティブ報酬としての株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）の3類型により構成する。社外取締役の報酬は、期待されるその役割に鑑み、固定報酬である基本報酬のみとする。

## 3. 各報酬類型の額の決定方針等

### （1）基本報酬（固定報酬）

役位、常勤・非常勤の別、経歴、過去の給与・報酬水準、担当分野・職務の内容、同業界の報酬水準等を総合的に考慮して、決定することとする。

### （2）賞与

短期インセンティブ報酬としての性質及び株主の利益との共通化という観点から、取締役会で決議し業績予想として毎年2月頃に公表する連結当期純利益（連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益を意味し、以下「連結当期純利益」という。）の額の達成状況に応じて、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の職位、対象となる事業年度に係る当該取締役の基本報酬額、当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率等を考慮して基準額を算出する。算出された基準額に非財務指標であるSPTの達成度に応じた一定の係数を乗じたものを各取締役の賞与として決定する。

賞与決定に用いるSPTは、気候変動対策における国際的評価指標である【CDP<sup>\*1</sup>気候変動スコア】とする。

### （3）株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給する。

その株式報酬の合計は、年50,000株以内及び年額300,000千円以内に収まることを前提として、対象となる事業年度に係る当社グループにおける連結当期純利益の額を考慮して決定するものとし、また、個人別の株式報酬の付与数及びその付与のために支給する金銭債権の額は、対象となる事業年度に係る対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の基本報酬額のほか、各対象取締役の当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率、当社普通株式の株価の動向などを考慮して基準額を算出する。算出された基準額に非財務指標であるSPTの達成度に応じた一定の係数を乗じたものを各取締役の株式報酬として決定する。

株式報酬の決定に用いるSPTは、サプライチェーンの持続可能性における国際的な評価指標である、【Eco Vadis<sup>\*2</sup>メダルスコア】とする。

#### 4. 取締役報酬の決定プロセス等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬のうち、基本報酬及び賞与については、個々の取締役の相互評価、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定、取締役会における各報酬の総額の決定などを経て、取締役会から委任を受けた代表取締役社長において、個人別の額を決定する。また、株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定する。

SPT評価は、毎年事業年度末を目途に評価結果を取得し、サステナビリティ委員会からの報告に基づいて、指名・報酬諮問委員会にて客観的に審議・検証された後、報酬の最終決定プロセスに組み入れ決定する。

#### 5. 附則

このポリシーの変更は、2026年3月30日開催の第21期定時株主総会の株主総会決議をもって、2026年3月31日より効力を生じるものとする。

（※1）CDP：カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト

##### 1. 説明

企業や自治体の環境情報の開示を促進する国際的な非営利団体であり、気候変動・水・森林・生物多様性・プラスチックなどの課題に関する詳細な質問票への回答を要請し、その質に応じてスコアリングを行う。

##### 2. 評価軸

「ガバナンス」「戦略」「リスクと機会」「指標と目標」4つの観点から、企業が気候変動リスクを経営に統合しているかを評価します。スコアはA・A-のリーダーシップスコアから、D-までの8段階で評価される。

##### 3. 当社にとっての意義

CDPスコアを報酬連動させることで、2050年ネットゼロ目標に向けた経営層のコミットメントを国際的に示し、リーダーシップを発揮します。

（※2）Eco Vadis：エコバディス

##### 1. 説明

「環境」「労働と人権」「倫理」「持続可能な調達」4分野で、サプライチェーン全体のリスクとパフォーマンスを評価する国際的格付機関。（2025年4月現在で、世界185ヶ国、15万社以上、250以上の業種を評価）

##### 2. 評価軸

「環境、労働と人権、倫理、調達」分野における企業の方針・認証・仕組・実践・および結果に対するエビデンスを基に評価を行い、評価結果をメダル（プラチナ、ゴールド、シルバー、ブロンズ）として付与。

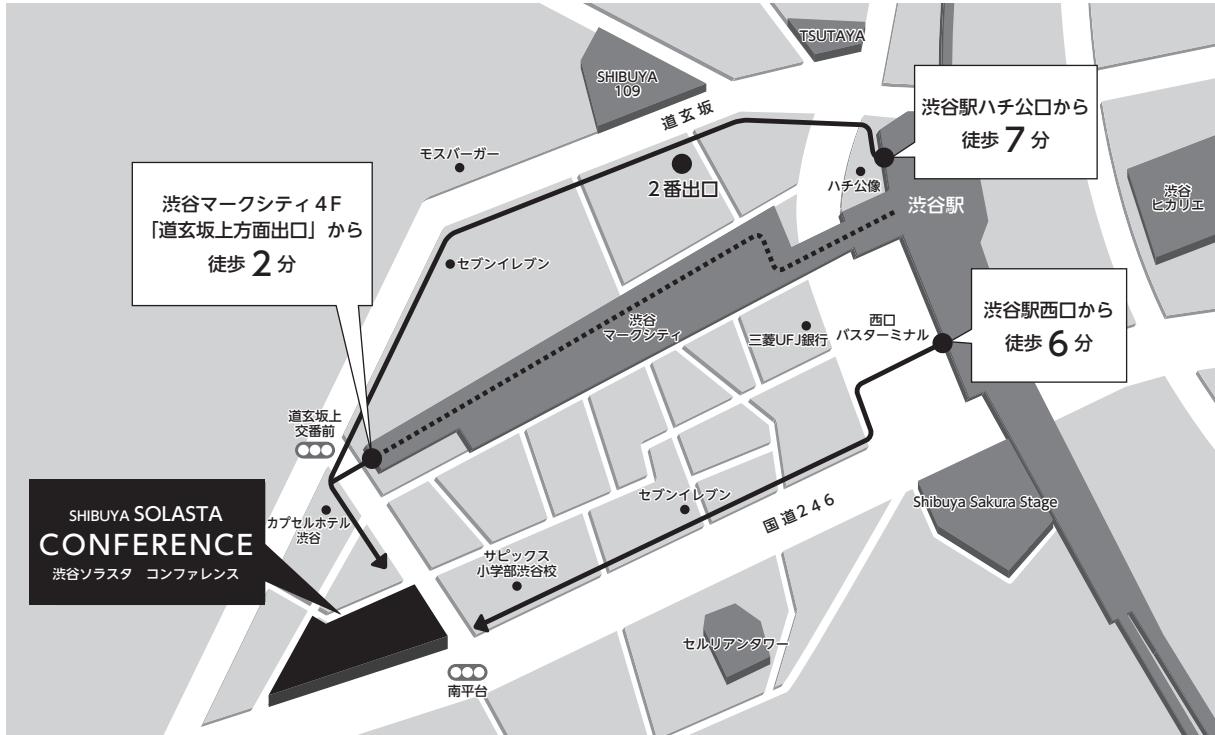
##### 3. 当社にとっての意義

Scope 3への依存度が高い当社において、サプライチェーンリスクを回避し、サプライチェーン全体の持続可能性とレジリエンスの強化を客観的に証明します。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ  
渋谷ソラスタコンファレンス 4階 4D会議室  
T E L：03-5784-2604



### [交通のご案内]

渋谷駅西口から 徒歩 6分

渋谷マークシティ 4F 「道玄坂上方面出口」 から 徒歩 2分

渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩 7分

※駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関にてご来場くださいますようお願い申し上げます。